

第4次昭和区地域福祉活動計画

(素案)

誰もが誰かの力になれる

地域づくり



計画の概要

1 地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、地域住民やボランティア、団体、福祉施設・事業者、専門職などが協力して、地域福祉の推進を目的として策定する活動・行動計画です。

計画の策定・推進にあたっては、地域の抱える課題を把握・整理し、関係者が役割分担を行いながら、誰もが安心して生活できる地域づくりを目指します。

昭和区では平成 16 年に第 1 次計画を策定して以降、5 年を 1 期とする計画に基づいて地域福祉の推進を進めてきました。

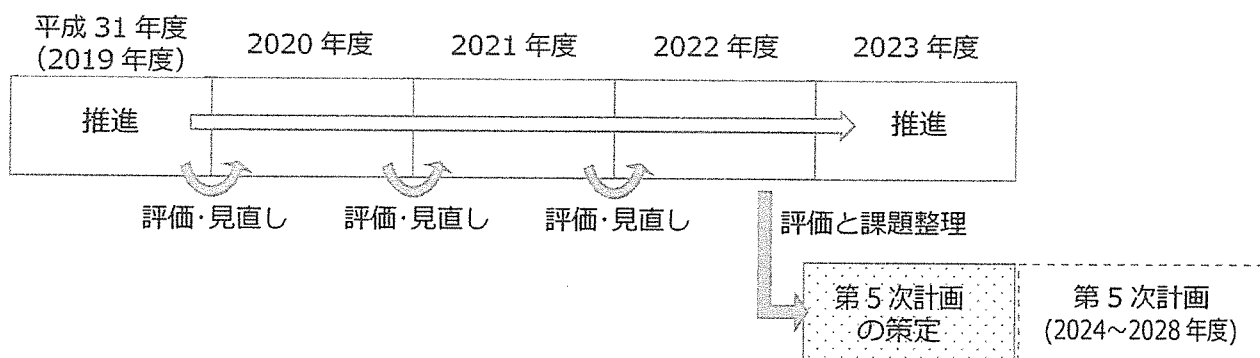
2 第 4 次昭和区地域福祉活動計画の概要

(1) 計画期間

計画の期間は、平成 31 (2019) 年度から 2023 年度までの 5 ヶ年です。

平成 31 (2019) 年度から 2022 年度を主な実施期間として、年度ごとに推進状況の評価と必要に応じて見直しを行いながら実践を進めます。

2022 年度までの推進状況を評価し、今後の課題を整理した上で、その結果を 2023 年度に行う第 5 次計画の策定に反映します。



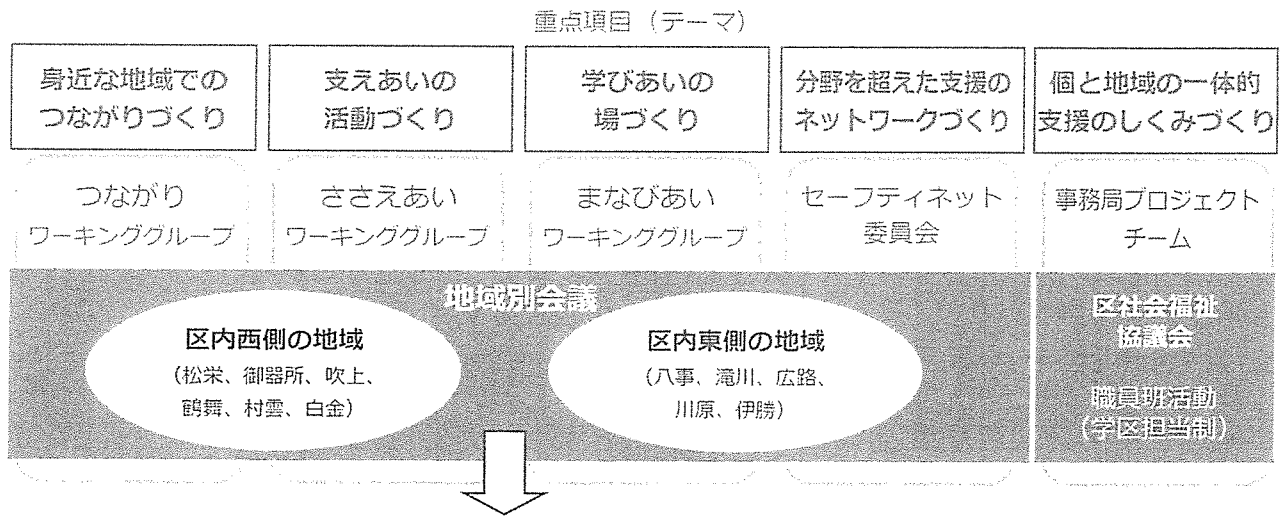
(2) 策定の方法

本計画の策定にあたっては、区政協力委員 (町内会長)、民生委員児童委員など学区の各種団体、ボランティア、福祉施設・事業者に参加いただき、検討を進めました。

実際の策定作業は、作業部会で決定した 6 つのテーマ (重点項目) に基づいて 5 つのワーキンググループ等を組織して行ないました。ワーキンググループでは、それぞれのテーマについて、現状や課題の把握を出し合って共有した上で、それらを整理して課題解決のための取り組みについて話し合いました。

また、同じ昭和区内でも東西の地域や学区ごとに違いがあることから、各地域や学区の状況

を踏まえながら小地域における取り組みを検討するため、「地域別会議」を開催することで、具体的な議論を深めました。



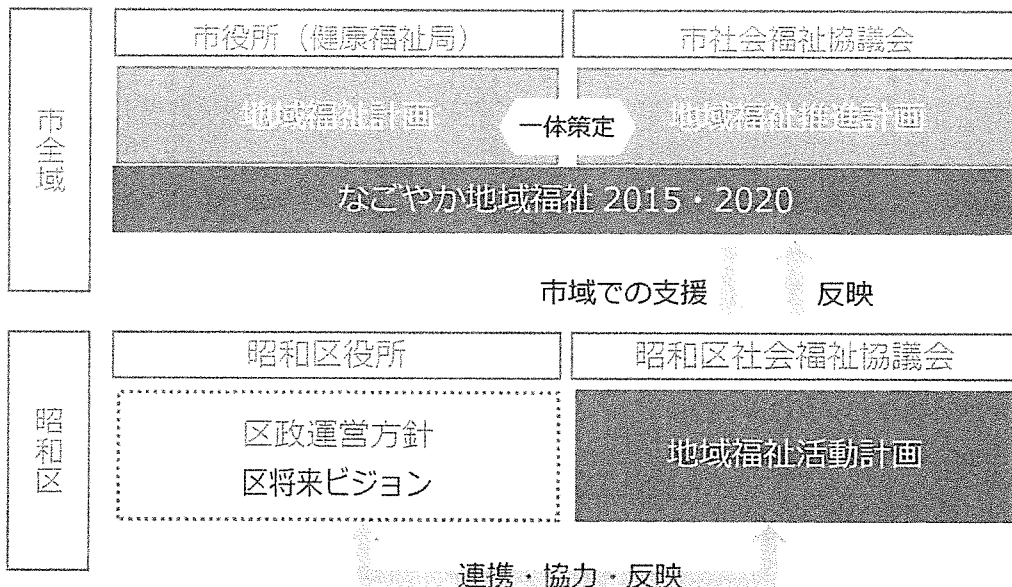
学区など小地域における取り組みや地域特性を踏まえた取り組みの検討

(3) 行政（市・区）計画等との関係

区役所において年度ごとに作成される区政運営方針の目標や内容のうち、地域福祉活動計画と共有するものについては、今後も連携・協力しながら推進していきます。

また、平成 30～31 年度にかけて 2020 年度から 2023 年度までを計画期間として中長期の取り組みを体系化した区将来ビジョンの策定作業が進められており、関連する取り組みについては積極的に反映していくことを検討します。

【市・区における福祉関係の計画等の関係】



(4) 圏域の考え方

昭和区地域福祉活動計画では、地域住民にとって身近な学区や町内等における地域福祉活動を重点的に支援するため地域を5つの層に分けて整理しています。

計画の推進にあたっては、それぞれの層において必要な機能を踏まえつつ、活動や事業がどの層（圏域）で実施されるものかを意識して取り組みます。

【圏域と目指す機能】

圏 域		主な機関や団体・拠点など
第5層	町内	町内会
第4層	学区	学区社会福祉協議会 学区の各種団体 コミュニティセンターなど学区が運営する施設 学区相談窓口（地域支えあい事業） 小学校
第3層	中学校区～包括圏域 （サービス提供等の圏域）	いきいき支援センター（東西センター及び分室） 地域子育て支援拠点 中学校
第2層	昭和区全体	区役所・保健センター 区社会福祉協議会 障害者基幹相談センター 子育て支援センター
第1層	名古屋市全体 （昭和区より広いエリア）	市役所 市社会福祉協議会 仕事・暮らし自立サポートセンター 児童福祉センター

1 これまでの経過

第1次計画や第2次計画では地域住民やボランティア、さらに保健・医療・福祉の専門職の参加を得ながら区域を中心とした地域福祉の土台づくりを進めてきました。その上で第3次計画では小地域における活動基盤の強化に取り組んできました。

2 第3次計画の評価（概要）

平成30年度に評価委員会を設置し、推進プロセスに関する評価と事業ごとの達成度の評価、さらにアンケートによる効果測定の結果を組み合わせる評価・検証を実施しました。それらを踏まえて、第4次地域福祉活動計画への反映が必要だと考えられる結果や課題6項目を第4次計画の策定委員会・作業部会に提言しました。

【第4次昭和区地域福祉活動計画への提言内容】

(1) 小学校区など小地域を基盤とした取り組みの推進

- ・学区社会福祉協議会をはじめとした小学校区（第3層）から町内（第4層）を意識した作業部会の構成や内容の検討
- ・学区の地域生活課題や活動の方向性を共有し、計画的に事業を展開することを目的とした学区社会福祉協議会の行動計画などの作成

(2) 地域におけるつながりづくりや支えあいの推進

- ・分野や対象を限定しない共生型の「たまり場」（サロン）の拡大
- ・「たまり場」（サロン）が身近な地域での居場所やできることを活かせる場、地域とつながることができる場などとして多様な機能を発揮できる環境づくり
- ・「たまり場」（サロン）への参加を通じて、困ったときに気軽に相談できる関係や困りごとを抱えている人に気づける関係への発展

(3) 地域における支えあいの風土づくり（福祉教育）の推進

- ・相談支援機関などとの連携により、学区などにおいて地域生活課題の共有や学習の機会を設定
- ・学校における福祉教育の授業への地域住民の参加することで、児童生徒と地域住民が一体となった「地域ぐるみの福祉教育」を展開する

(4) 新たな担い手の確保や裾野の拡大

- ・講座などの開催と併せて参加者が具体的な活動につながるようなしくみの検討

- ・担い手となる人材の裾野を拡大するため、中学生、高校生、大学生など学生の地域活動への参加促進
- (5) 分野を超えた専門職の連携及び地域住民と専門職の連携の推進
- ・地域住民による学区など小地域における活動と専門職が連携できるような場や機会の設定
 - ・福祉施設や事業者を地域の一員として巻き込むことの検討
- (6) 既存の活動やネットワークとの関係整理
- ・地域包括ケアや子育て支援など既存のネットワークや事業・活動との役割分担や取り組み内容の整理

【昭和区地域福祉活動計画の策定と推進の経過】

計画の期間	テーマ	計画の内容
<p>第1次計画 (平成16～20年度)</p>	<p>福祉のすそ野を 広げる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学区福祉推進協議会の活動支援 ・バリアに関する実態把握とバリアフリーへの理解促進 ・ボランティアに関する啓発や養成講座の実施 ・福祉教育研修会の開催
<p>第2次計画 (平成26～30年度)</p>	<p>地域のたまり場 (サロン) づくり ・ 専門職のネット ワーク構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たまり場の開設支援と世話人交流会の開催 ・学区相談窓口の設置 ・学校における福祉教育の推進 ・保健・医療・福祉の専門職によるセーフティネット委員会の設置
<p>第3次計画 (平成26～30年度)</p>	<p>小地域における 活動基盤の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン（たまり場）の開設や運営の支援 ・防災カフェなど防災・減災に関する啓発 ・学校や地域における福祉教育と担い手の循環 ・学区福祉推進協議会から学区社会福祉協議会への転換
<p>第4次計画 (平成31～2023年度)</p>	<p>小地域における 活動の充実 ・ 地域における 福祉施設や事業者 とのつながり</p>	<p>(今後、確定した主な取り組みを記載)</p>

3 第4次計画の特徴

第3次計画では身近な地域で「住民主体の地域福祉活動」をさらに推進するため、地域の役職者に限らず、地域住民・ボランティア団体、福祉施設・事業者などと連携しながら組織の充実や活動の活性化を図るため、各学区において地域福祉推進協議会から学区社会福祉協議会へと移行してきました。

また、2017（平成29）年4月に社会福祉法が改正され、社会福祉法人が地域の福祉ニーズに十分対応していくことが求められています。福祉施設や事業者も、それぞれがもつ専門性やノウハウを活かして地域の実情に応じて、地域住民とともに取り組んでいく必要があります。

これらの背景や第3次計画評価委員会の提言を踏まえ、策定された第4次計画では、①小地域における活動の充実、②地域にある福祉施設や事業者の参加が大きなテーマとなっています。

1 計画の理念

- ①安心してあたりまえに暮らせるまち
- ②みんながふれあいつながれるまち
- ③お互いにささえあい助け合えるまち

①安心してあたりまえに暮らせるまち

地域には、年齢・性別や価値観、心身の状態、生活の状況など、様々な人が住んでおり、“できること・できないこと”にも違いがあります。それぞれに違いはあっても、その“違い”によってその人の“あたりまえの暮らし”が制限されることがあってはなりません。

ひとりひとりの人権を守り、誰も排除しないことを前提として、誰もが誰かに必要とされ、その存在を認められることで、誰もが地域で最後まで安心して普段の暮らしを送ることができるようなしくみづくりに努めます。

②みんながふれあいつながれるまち

お互いに認め合って理解を深め、助け合うためには、お互いが顔見知りになることから始まります。

身近な地域の中でいつでも誰でも気軽に集まることのできる場をつくることで、世代を超えた交流や地域住民同士のコミュニケーションを増やし、地域に住む様々な人同士が顔見知りになり、あいさつをし合うなど日常的につながることがをめざします。

また、地域にある福祉施設や事業者などが地域住民とつながる機会を設けることで、相互に連携・協働した活動の土台づくりにつなげます。

③お互いにささえあい助け合えるまち

ちょっとした困りごとや不安などがあった時に、ひとりで悩まずに身近な地域において「お互いさま」の気持ちで支え合える関係づくりを大切にします。また、地域住民同士だけではなく専門機関ともつながりながら、困りごとを地域の中で解決していけるよう支援します。

誰もが少しずつ誰かの力になれるような相互の支えあい関係を大切に、困りごとに対応できる協力者を昭和区の中に増やし、地域の中で活躍できる仕組みをつくることで、地域の福祉力の向上をめざします。

2 第4次昭和区地域福祉活動計画がめざすもの

「誰もが誰かの力になれる地域づくり」

「総合相談・包括的支援の体制づくり」

昭和区地域福祉活動計画は、3つの理念のもと一人ひとりの“その人らしさ”を活かし、その人が“できること”など強みを大切にしながら、地域の中で“支援を受ける人、支援する人”の関係ではなくの関係ではなく、「誰もが誰かの力になれる」ようなお互いに支えあう関係をつくっていくことを大切にしてきました。

また、区域では保健、医療、福祉の専門職のネットワークによる「総合相談・包括的支援の体制」を構築し、分野を超えた支援体制をつくることに取り組んできました。

第4次計画では、これまで培われてきた事業や活動、関係性の積み重ねを大切にしながら、「誰もが誰かの力になれる地域づくり」と「総合相談・包括的支援の体制づくり」をさらに進めるため、地域にある福祉施設や事業者が互いに結びつきあいながら地域住民や専門職とともに地域の課題の解決を進めることを目指します。

一人ひとりの地域生活課題（困りごと）を出発点として、地域住民や専門職、福祉施設・事業者が一緒になって支援することは、その人の生活を支えるだけではなく、その人を通じて地域住民同士や専門職、福祉施設・事業者とのつながりができるとともに、地域の課題を知りやそれに対する活動について学び、考える機会となります。こういったつながりや学びが地域における活動の基盤づくりにつながり、循環することで“地域の福祉力”を高めていく一連の流れを「こころん支援システム」として、その実現に向けて取り組んでいきます。

3 各圏域における取り組みの推進

「こころん支援システム」の実現に向けて、5つの圏域ごとに目指す機能や取り組みを整理し、各層（圏域）で必要な機能を明確にしました。

様々な地域生活課題（困りごと）を把握・解決し、地域生活をより豊かなものにしていくため、地域住民の最も身近な生活圏域である町内単位（第5層）や学区（第4層）での支えあいや見守り活動を推進します。

また、中学校区～包括圏域（サービス提供等の圏域）（第3層）では、町内や小学校区の枠組みを超えて、身近な福祉施設や事業者、学校などとともに活動を展開できるようなきつ

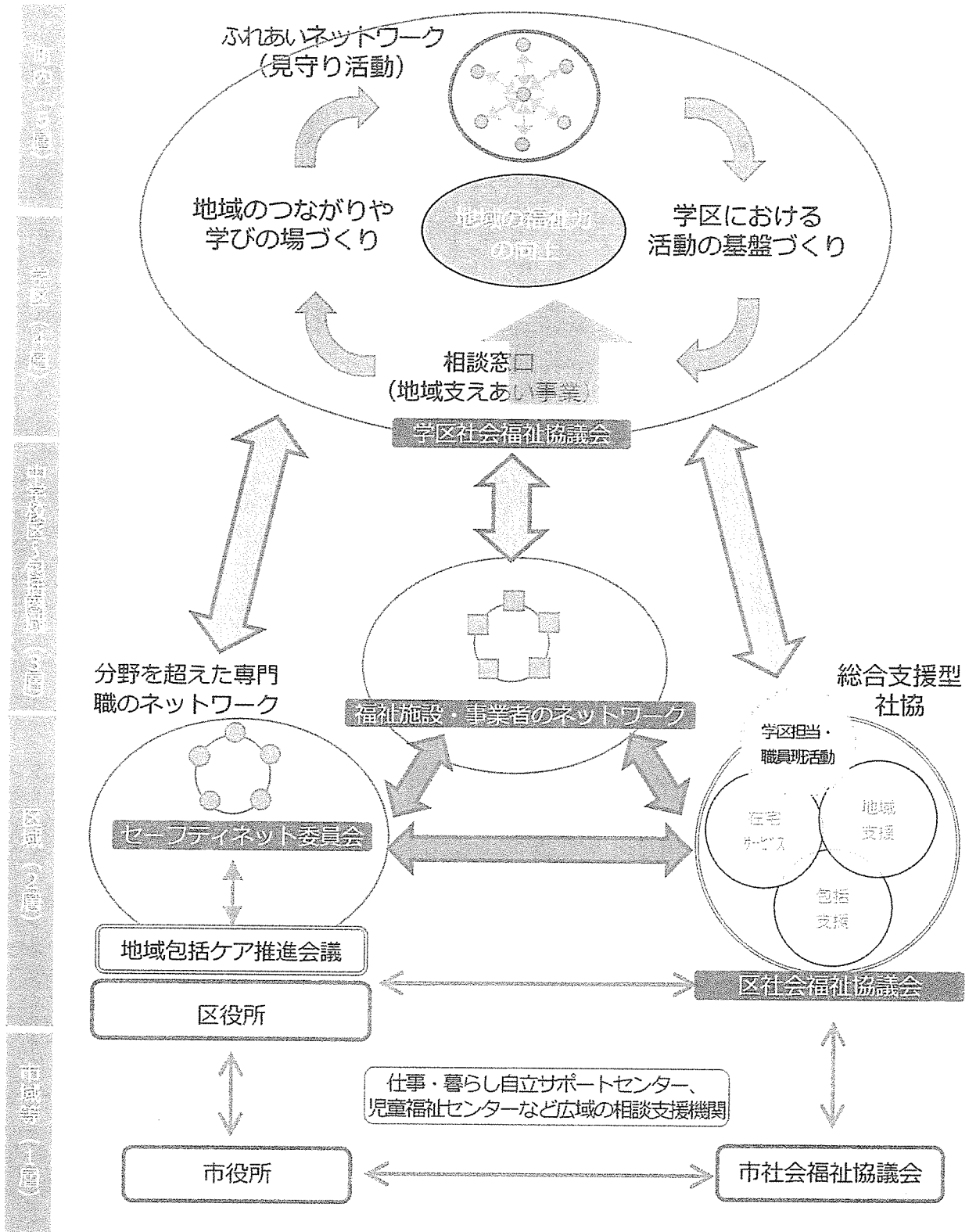
けづくりや支援を進めます。

昭和区全体（第2層）では、町内単位（第5層）や学区（第4層）における取り組みをバックアップするとともに、総合的・包括的に相談を受け止められるよう第2次計画・第3次計画に引き続き専門職のネットワークづくりを進めるとともに、福祉施設・事業者による公益的な取り組みや地域住民との連携・協働による活動を広げるため、新たに福祉施設・事業者が情報交換できる機会を設けることで、分野や施設種別を超えたネットワークづくりを目指します。

【圏域と目指す機能】

圏 域	目指す機能
第5層 町内	日常的な見守り・把握機能 (課題に気づく場)
第4層 学区	住民相談窓口・小地域福祉活動推進機能 (身近な地域で受け止める場)
第3層 中学校区～包括圏域 (サービス提供等の圏域)	社会資源(学校、福祉施設など)と地域の連携機能 (圏域や地域を超えてつながり合う場)
第2層 昭和区全体	専門職の連携・総合的支援・社会資源開発機能 (総合的に受け止める場)
第1層 名古屋市全体 (昭和区より広いエリア)	専門的・広域的な支援

「こころん支援システム」のイメージ



4 第4次昭和区地域福祉活動計画の重点項目

①身近な地域におけるつながりづくり（第5層 町内・第4層 学区・第3層 中学校区～包括圏域）

分野や対象を限定しない共生型のたまり場（サロン）を増やし、地域住民同士のつながりをつくることで、“困った時に気軽に相談できる”、“困りごとを抱えている人に気づく”関係性へと発展させていきます。

また、学齢期の子どもやその親の居場所づくりと支援者や関係機関のネットワークづくりを進めます。

②支えあいの活動づくり（第4層 学区・第3層 中学校区～包括圏域）

学区など小地域における見守りや支えあい活動を広げることで、日頃から災害時まで安心して暮らせる地域づくりを進めます。

また、地域住民の活動と専門職や福祉施設・事業者が連携することで、地域住民だけでは解決しづらい困りごとなどに対応し、地域の福祉力を高めていくことを目指します。

③学びあいの場づくり（第4層 学区・第3層 中学校区～包括圏域）

共に生きる地域づくりを進めるため、“教える”、“教えられる”の関係性ではなく、地域における活動の中に学びがあるという視点から、学区社会福祉協議会の活動や学校での福祉教育の場において、地域住民が様々な人と交流する機会を大切にしていきます。

また、小中学生や高校生、大学生が地域の活動を知り、活動の担い手となるような機会が持てるよう地域と学校双方への働きかけを進めます。

④分野を超えたネットワークづくり（第2層 区域）

複合的な課題を抱えた人や世帯を支援するため、セーフティネット委員会が昭和区地域包括ケア推進会議の事業と連動しながら制度や分野ごとの縦割りを超えた保健・医療・福祉の連携を進めます。

また、福祉施設や事業者による公益的な活動を広げるため、対象分野や施設・事業の種別を超えたネットワークをつくります。

⑤個と地域の一体的支援の展開（第2層 区域）

区社会福祉協議会が地域支援（区社会福祉協議会地域福祉部門）、在宅サービス（昭和区介護保険事業所）、包括的支援（いきいき支援センター）の3つの機能を最大限に発揮し、個人の課題を地域全体の課題として一体的に解決に向けて取り組む“総合支援型”による支援を展開します。

⑥地域福祉推進の基盤づくり（第4層 学区）

重点項目①～⑤の取り組みを進めるうえで、共通の基盤となるのが学区などの小地域です。そのため、各学区社会福祉協議会が福祉に関する協議体として、地域住民の主体のもと幅広い関係者が集い課題を話し合う場となることを目指します。また、学区を超えた情報交換も視野に入れた取り組みをおこなうことで、各学区において地域福祉の基盤をつくります。

第4次昭和区地域福祉活動計画の体系

基本構想と理念（目指す地域の姿）

重点項目

取り組み（具体的な事業や活動）

「誰もが誰かの力になれる地域づくり」
「総合相談・包括的支援の体制づくり」

- ①安心してあたりまえに暮らせるまち
- ②みんながふれあいつながれるまち
- ③お互いにささえあい助け合えるまち

身近な地域での
つながりづくり
つながりワーキング

支えあいの
活動づくり
ささえあいワーキング

学びあいの
場づくり
まなびあいワーキング

分野を超えた支援の
ネットワークづくり
セーフティネット委員会

個と地域の一体的
支援のしくみづくり
事務局プロジェクト
(区社会福祉協議会)

- ①サロンに関わる人たちの資質の向上をはかる
- ②地域住民とサロン等地域活動との接点をつくる
- ③福祉施設を活用したサロンの開催◎
- ④子どもの居場所について地域の各種団体に啓発する
- ⑤学齢期の子どもに関わる団体・機関のネットワークづくり
- ①身近なところで相談できる地域づくり★
- ②小地域での見守りの活動の促進★
- ③地域で活動する人を支える仕組みづくり★
- ④福祉施設・事業者の地域の支えあいの活動への参加★◎
- ⑤分野や種別江尾超えた福祉施設・事業者連絡会の開催◎
- ①学区と福祉施設がお互いの活動を知る機会の設定★◎
- ②地域行事や活動への福祉施設利用者等の参加★◎
- ③地域住民と一緒に取り組む学校での福祉教育の実施★
- ④小中高生の地域活動への参加促進★
- ⑤福祉について学ぶ機会の設定（福祉教育セミナー等）★

- ①分野を超えた専門職の連携の推進
- ②地域の活動者と専門職の協議の場づくり
- ①職員班活動（学区担当）の推進
- ②地域の社会資源の把握と集約
- ③総合的・包括的な事業実施

地域福祉推進の
基盤づくり
学区社会福祉協議会

- 【共通基盤となる取り組み】
- 学区など（学区社協）においてすすめる活動や事業への協力や支援
 - ①学区社会福祉協議会同士のつながりづくり
 - ②地域における課題の共有と計画的な活動の推進
 - ③サロン活動や地域支えあい事業における内容の充実

注) ★：学区社協の取り組みに関連する項目 ◎：福祉施設・事業者の取り組みに関連する項目

計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

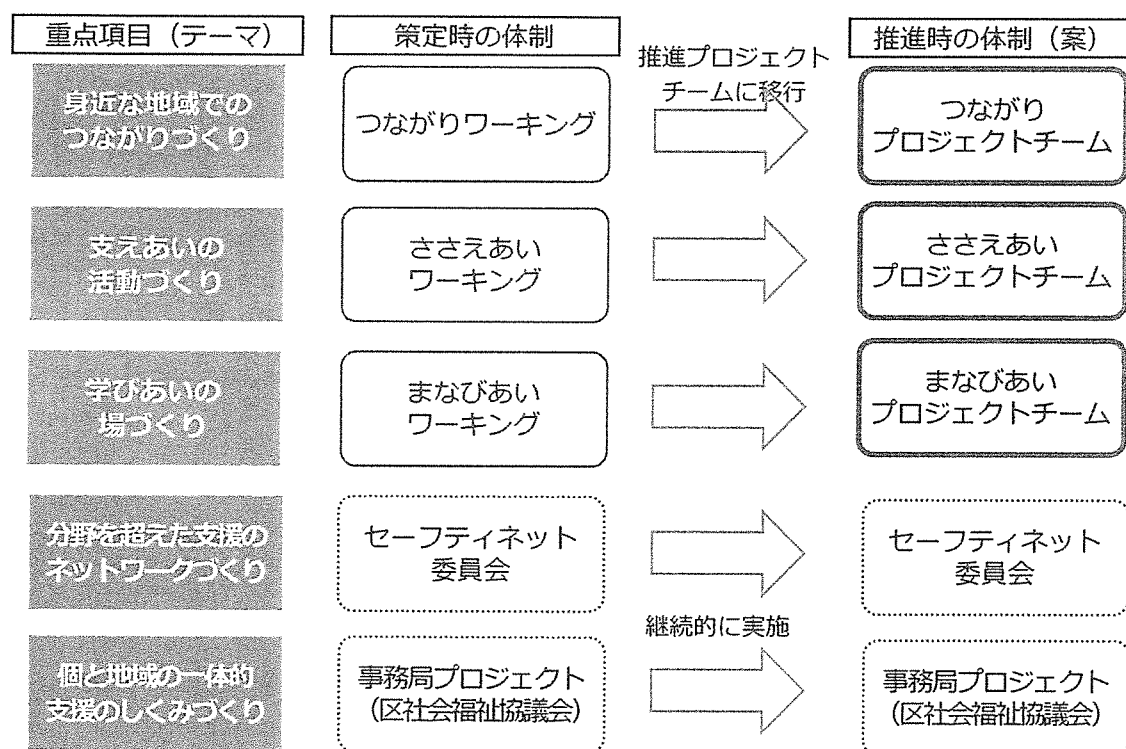
(1) 推進プロジェクトチームによる取り組みの検討・実施

地域住民やボランティア、福祉施設・事業者、専門職等によって構成される推進プロジェクトチームを組織して推進します。推進プロジェクトチームは、策定時のテーマ（重点項目）や検討したとりくみを引き継いで設定します。

(2) 推進プロジェクトチームの構成

- ①作業部会委員
- ②とりくみの関係者（地域住民、福祉施設・事業者、専門職等）

【推進体制のイメージ】



(3) 推進期間

平成 31 年 6 月～2023 年 3 月（5 か年）

2 計画の進行管理

(1) 推進プロジェクトチーム全体会の開催

各プロジェクトチームにおける年度ごとの取り組み内容（計画）を報告し合い、共有する機

会として、推進プロジェクトチームの全体会を開催します。

また、評価委員会から計画の進捗における課題等の報告を受け、実施計画の見直し等について話し合います。

(2) 評価委員会による進捗の評価

計画の進捗状況の確認と評価を行うため、毎年度に1回、評価ワーキングを開催します。評価ワーキングでは年度ごとの進捗状況について評価し、各推進プロジェクトチームにフィードバックすることで、今後の計画の推進に反映するようにします。

推進期間の終結時期となる2022年度から2023年度には客観的に評価するため評価委員会を設置して計画の推進期間全体を通じた評価を行い、その結果を次期地域福祉活動計画の策定に反映していきます。

